

# 士別市固定資産評価審査委員会議案

日 時 令和7(2025)年4月18日 午前10時～

場 所 士別市役所 2階 会議室201-203

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

議案第1号 委員長の選挙について

議案第2号 委員長代理の指名について

議案第3号 税条例改正案の概要について

4 その他

(1) 令和6年度固定資産税の評価誤りについて

(2) その他

## 令和7年度士別市税条例改正（案）について（抜粋）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）関係

### 1 市民税

- 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額を子等の所得に応じて段階的に減らす仕組みを導入。（令和8年度課税から）

### 2 軽自動車税

- 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下で最高出力を4.0kW以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。（令和7年度課税から）

### 3 たばこ税

- 加熱式たばこについて、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式にする等見直しを行う。（令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階）

### 4 その他

- 引用条項の整理等、所要の改正

農業所得者に係る市税の納期の特例の廃止関係

- 農業所得者に係る市民税の納期の特例、農業所得者に係る固定資産税の納期の特例及び農業所得者に係る都市計画税の納期の特例を廃止する。（令和8年度課税から）

## 固定資産の評価誤りについて

### 1. 概要

本年7月に納税者から固定資産の評価内容について問い合わせがあり、現況調査を行ったところ、納税者所有の「倉庫・車庫」に評価誤りがあることが判明した。

内部調査の結果、建物基礎部の評価について、担当職員の誤認があり、誤認した評価で実施した令和3年度以降の同種同様の物件に、同様の事例が存在する可能性が高いことから、「倉庫・車庫」について、写真データと内部資料により全件調査を行ったところ、複数の物件について同様の評価誤りの「疑義」が生じた。

当該疑義物件について、現地調査を実施し現況確認を行った結果、この度評価に誤りが判明したものの。

### 2. 対象

- ① 種別：倉庫・車庫
- ② 対象年度：令和3年度課税～令和6年度課税
- ③ 対象件数：170件
- ④ 疑義が生じたもの：9件  
内訳：R6(R5築)2件、R5(R4築)5件、R4(R3築)2件、R3(R2築)0件

### 3. 調査結果

- ① 現地調査結果 倉庫、車庫疑義案件 9件中／8件に誤り発生
- ② 誤りの内容 (誤) 布基礎 → (正) 沓石(くついし) 4件、基礎なし4件
- ③ 還付金の総額 **208,400円** (うち還付加算金 0円)

#### <要因>

担当職員の評価の誤認があり、現地調査において、「倉庫・車庫」に関する「基礎部」の評価を誤った

(誤)「布基礎」での評価

#### <調査方法>

問題が生じた「倉庫・車庫」の基礎部を中心に、評価当時の写真及び内部資料で確認。

「疑義」が生じた9件については、納税者了承のもと現地調査を実施。

### 4. 再発防止に向けて

- ① 職員の技量向上に向けた組織的対策の徹底
- ② 内部情報共有の徹底
- ③ チェック体制の検証
- ④ 評価マニュアルの修正、現地調査マニュアル作成
- ⑤ 評価調書の再構築